

東日本大震災からの復旧・復興及び 福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議

東日本大震災から4年半余りが経過し、被災した地域が懸命の取組を続ける中、それぞれの被災自治体は復旧・復興の段階に応じた種々の課題に引き続き直面している。

本年6月には、来年度以降の復興事業に係る財政支援の枠組みが国において決定されたが、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組を一層加速していくためには、復興財源の確保はもとより、予算制度の拡充・強化、柔軟な運用等、更なる取組が必要である。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故についても、国は、早期収束へ向け、引き続き、事業者と一体となって総合的かつ全面的な責任のもとに全力で取り組むとともに、二度と同様の事故による被害と困難を招かないよう原子力安全・防災対策に万全の措置を講じなければならない。

よって、国は、被災地の一日も早い復旧・復興を実現するとともに原発事故が早期に収束されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、復興の進捗に応じ、復興交付金や震災復興特別交付税などの財源を確実に措置するとともに、復興交付金の効果促進事業について、更なる使途の柔軟化を図ること。
- (2) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。
- (3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除又は放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (2) 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政措置を講じ、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。
- (3) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 被災地の本格復興に向け、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効活用を図るため、被災地の実情に配慮し、期限が定められている特例の適用期間を延長すること。
- (2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、雇用要件等について柔軟に対応するとともに、申請期間及び運用期間を延長すること。
- (3) 緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）及び事業復興型雇用創出助成金の継続と予算の拡充を図ること。
また、被災者雇用開発助成金等について、要件緩和や支給額の増額、支援期間の延長等の支援内容の充実を図ること。
- (4) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の拡充・構築を図ること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率嵩上げ措置の期間について、全国画一的に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて嵩上げ期間を延長すること。
- (2) 復興道路や復興支援道路等については、平成 28 年度以降の財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図ること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業について、国庫補助要件の拡充を図るとともに、幹線路線バスに対する特例措置を延長すること。
また、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。
- (4) 湾口防波堤等の復旧予算を確保し、地方負担への財政支援を講じ、早期復旧、

整備促進を図るとともに、海岸堤防について早期復旧を図ること。

- (5) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

5. 福島第一原子力発電所事故への対応

- (1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、全額国費負担により強力に推進すること。

また、都市自治体が取り組む原子力災害からの復興に係る施策を推進するため、福島再生加速化交付金及び津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の対象事業や対象地域等の拡充など原発事故に関する対応への財政措置を充実すること。

- (2) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応すること。

なお、除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。

- (3) 福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。

- (4) 原発事故に伴う損害賠償については、放射性物質対策に自治体が要した費用の賠償請求に対し、迅速に支払いに応じるよう東京電力に対し強く指導すること。

- (5) 商工業等に係る営業損害賠償については、被害者が今なお原発事故により受けた困難に直面していることを踏まえ、原子力損害賠償審査会が示した「中間指針第二次追補」に明示されているとおり、事業者等が従来と同様の営業活動を営むことが可能となる日まで賠償を継続するよう東京電力に対し強く指導すること。

- (6) 全国に避難している住民も含めた内部被ばく検査環境の整備を早急に進めるとともに、内部被ばく・外部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要する全ての費用について十分な財政措置を講じること。

- (7) 「原子力災害により影響を受けた地域」とのイメージから生じる風評については、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。

6. 原子力安全・防災対策の充実強化について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じることにより、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- (2) 関係地方公共団体が策定する地域防災計画及び避難計画については、その実効性を高めるため、都市自治体だけでは解決が困難な課題について、国・県等が連携して支援すること。さらに、原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

以上決議する。

平成 27 年 11 月 12 日

全 国 市 長 会

地震・津波・台風等防災対策の充実強化に関する決議

先般、関東・東北地方を襲った記録的な豪雨は、多数の死者・負傷者等の人的被害のほか、家屋の損壊や浸水による住家被害により、地域住民の生活に甚大な被害をもたらしたことは、記憶に新しいところである。

我が国は、地理的条件等から、大地震、大型化する台風、頻発する集中豪雨・土砂災害、活発化する火山活動、竜巻等の突風、記録的な大雪等、数多くの災害に見舞われてきた。また、切迫性が指摘される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生も懸念されており、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

このような中、国においては、災害対策法制の整備等を進めてきたところであるが、これらの災害から、可能な限り被害を最小限に抑止し、国民の生命と財産を守るためには、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策をより一層進めていくことが急務である。

よって、国は、災害に強いまちづくりを推進するよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。
- (2) 日本海側及び太平洋側における地震・津波に関する被害想定調査を早急に実施するとともに、地域防災計画の見直し、都道府県単位での広域防災拠点施設の整備、市町村単位での防災拠点施設の整備及びハザードマップの整備等、防災対策の推進について支援措置を講じること。
- (3) 津波対策等として、防潮堤等を早期整備するとともに、企業や住宅、公共施設等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和、土地収用等の課税の特例の対象拡大など地域の実情に応じた法令整備を図ること。
- (4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の津波避難対策特別強化地域における防災対策推進に係る事業の所要財源を確保すること。
- (5) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図ると

ともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

2. 台風・集中豪雨対策の充実強化について

- (1) 土砂災害防止法の警戒区域における砂防施設の整備を促進すること。
- (2) 河川堤防の強化や河川保全区域制度の適切な運用など水害に関する防災対策の強化を推進すること。
- (3) 気象観測体制の充実強化を図るとともに、局地的な豪雨をより正確に予測できる予報システムを構築すること。

また、特別警報の発表については、県単位ではなく、市町村単位で行うよう見直すこと。

3. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
- (2) 教育・文化施設等の公共施設や都市基盤施設、民間住宅等の耐震化事業等、防災・減災に係る諸事業を推進するために、財源措置を拡充・強化すること。
- (3) 住民の安全・安心を確保するため、消防・救急無線や防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る整備費用、維持管理費用等について、財政措置を拡充すること。
- (4) 地域防災力の中核として位置付けられる消防団活動への支援として、団員処遇及び活動のための装備の改善、資機材の確保等に関わる具体的な財政上の措置を講じること。

4. 発災時の支援対策の充実強化について

被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに、財政措置を拡充すること。

以上決議する。

平成 27 年 11 月 12 日

全 国 市 長 会

地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできたところである。

政府は、本年度を地方創生元年とし、本年6月には、地方創生を深化させる新型交付金の創設等を内容とした「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定している。地方においては、多様な主体の参画による地方版総合戦略等の策定や地方創生に資する地方の創意工夫を活かした施策に取り組んでいるところである。

地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないためには、公平な条件を整えたいうえで、取り組む必要がある。また、国と地方の役割分担を踏まえたうえで、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図り、様々な課題に一体となって取り組むとともに、分権型社会の実現に向けて積極的に取り組むことが重要である。

我々都市自治体は、人口減少や地方創生への課題に対し、全身全霊で取り組んでいく所存である。よって、国においては、早急に下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 地方創生の推進に関する措置

(1) 国の責務で行うべき施策の明確化について

医療・教育に係る少子化対策の抜本的な強化をはじめ国がナショナルミニマムとして取り組む施策など、国が本来行うべき施策について、国は、その果たすべき責務を法令等で明確にしたうえで、現在進めている地方創生の取組に加え、人口減少問題や地方創生に資する実効性のある施策を早急に実施すること。

(2) 国による子どもの医療費助成制度の創設について

現在、すべての地方自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから直ちに廃止すること。

また、少子化対策は我が国における喫緊の国家的課題であることにかんがみ、都市自治体の財政状況等により制度上の差が生じないように、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設すること。

(3) 地域経済の活性化等に資する社会基盤整備の推進について

地域における生活の向上、観光交流の促進、経済・産業活動の活性化等に向けて、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤などの社会基盤整備等を推進し、地方と都市部における、ひと・もの・情報の格差を解消すること。

(4) 自治体連携の推進について

自治体が連携して地域全体の人口減少や地域経済の成長に取り組む定住自立圏構想及び連携中枢都市圏構想の推進を図ること。

(5) 地方へのひと・もの・企業等の移転の促進について

U J I ターンの促進を図るため、都市自治体が行う移住・定住支援や、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援等若者が魅力を感じるまちづくりに対して十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報システム（全国移住ナビ）の充実を図ること。

また、地方の雇用の場を確保するため、企業の地方移転促進に係る税制特例措置の拡充、企業の地方移転促進に有効な情報提供などの新たな仕組みの構築及び政府関係機関の地方移転について主体的に推進を図ること。

なお、大都市圏等への学生の集中を背景とした入学定員超過の適正化に取り組むに当たっては、地方で就学している学生が減少することとならないよう柔軟に対応すること。

2. 地方創生の実現に向けた財政措置

(1) 地方財政措置について

地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図るとともに、一般財源総額を確保すること。

(2) 新型交付金について

地方版総合戦略に盛り込まれた施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、平成 28 年度当初予算において、その内容や規模について、地方の意見等を十分に踏まえる形で、新型交付金を確実に創設すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能な、対象分野、対象経費の制約を排除した、自由度が高く継続的なものとし、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・し

ごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

3. 分権型社会の実現

(1) 国と地方の協議の場の適切かつ実効ある運営について

地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、事前に国と地方の協議の場において十分協議を行うこと。

具体的な事項の協議に当たっては、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、分科会等の積極的な活用を図ること。

(2) 残された課題の着実な推進について

今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

(3) 地方の提案に基づく改革の推進について

都市自治体が地域の特性を活かした自立的・自主的な取り組みを行うとともに、独自の制度改革をすすめることができるよう必要な法整備を行うこと。

また、より一層の規制緩和を行うとともに、地方分権改革の提案募集制度を活用し、地方の提案に基づく改革を積極的に推進すること。

(4) 役割分担に見合った財源措置と人材確保について

制度改革や事務事業等の見直しにより、都市自治体が新たな役割を担う際には、新たな事務・権限等を安定的に執行できるよう、必要な財源措置を講じるとともに、専門的な人材の確保・育成を図る仕組みを構築するなど、国による積極的な支援措置を講じること。

以上決議する。

平成 27 年 11 月 12 日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実強化に関する決議

今日の地方財政は、社会保障関係費や公共施設の老朽化対策を含めた社会資本整備、教育、防災・減災等の諸課題に対応するために必要な財政需要が年々増加することなどにより、経費全般について徹底した節減合理化に努めてもなお巨額の財源不足が生じているという極めて厳しい状況にある。

また、地方創生への取組やマイナンバー制度、空き家対策をはじめとした新たな事務が加わるなど、都市自治体の財政需要は増加する一途であり、今後とも、それらの行政サービスを持続的に実施していくためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

現在、経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会において地方財政制度改革が議論されているが、地方は、国から言われるまでもなく、行革努力を継続して行っており、特に、市町村は合併等を通じて、組織のスリム化を図り、この12年間で職員数を約14万人、17%削減し、総人件費で2兆2,000億円超の削減効果を実現してきた。

よって、国においては、都市行政が国民生活のために果たしている役割とその現場の実態を十分踏まえ、都市税財源の充実強化に向け、下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

- (3) 持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保するため平成 29 年 4 月に消費税率（国・地方）を 10%に改定することとなっているが、税率 10%時に導入するとされている軽減税率制度については、対象品目選定の公平性、困難性、社会保障財源確保への影響等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。
- (4) 償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。
- (5) ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18 歳未満、70 歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、当該市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。
- (6) 消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、自動車取得税については、その税収の 7 割が市町村に交付されている重要な財源であることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- また、自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入については、新たな税制上の仕組みであり、納税者への十分な周知期間を設けるとともに、課税体制の整備に相当の期間を必要とすることから、平成 28 年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。
- (7) 自動車重量税については、税収の 4 割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。
- (8) 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割等を踏まえ、その一部を地方へ譲与すること。

2. 地方交付税総額の確保と法定率の引上げ

- (1) 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に

伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
- (3) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。

3. 財政健全化に向けた歳出改革

- (1) 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。
- (2) 地方歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。
特に地方交付税の基準財政需要額については、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意すること。
- (3) 都市自治体においては、更なる歳出効率化に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組んでいるところであるが、これらが円滑に進められるよう、十分な財政措置を講じること。また、統一的な基準による地方公会計の整備の促進についても、適切な財政措置を講じること。

以上決議する。

平成 27 年 11 月 12 日

全 国 市 長 会

持続可能で安定的な社会保障制度の構築に関する決議

我が国は、これまでどの国においても経験したことのない人口減少社会に直面しているところであり、社会保障制度の持続可能性を確保し、将来世代に確実に引き継いでいくための改革に全力で取り組むことが求められている。

このような中、政府は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年 12 月）に沿って着実に改革を推進するとともに、社会保障を次世代に引き渡していく責任を果たすため、平成 29 年 4 月に消費税率の 10%への引上げを確実に実施するとしている。

もとより、我々都市自治体は、社会保障は国との信頼・協力関係に基づき着実に推進すべきものと認識し、地域の実情に即した諸施策を実施し、懸命の努力を傾注しているところである。

よって、国は、都市自治体が社会保障の最前線において中心的役割を果たしていることにかんがみ、持続可能で安定的な社会保障制度を構築すべく、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 社会保障に係る安定財源の確保について

(1) 子育て支援、医療、介護等の社会保障の充実を推進するとともに、持続可能な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保するため、平成 29 年 4 月に消費税率 10%への引上げを確実に行うこと。

また、消費税率 10%時に導入するとされている軽減税率制度については、社会保障財源確保への影響等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障施策の推進に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。

(2) 都市自治体においては、国の画一的な制度では対応できないニーズを地方単独事業と組み合わせて社会保障を維持しているという実態を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障サービスに係る財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、安定的な財源を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充とあわせ、平成 29 年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費の投入を確実に実施すること。

また、今後も引き続き医療費の増加が見込まれることから、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

3. 介護保険制度について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。
- (2) 社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための 1,400 億円は確実に確保すること。

4. 子育て支援等について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて 1 兆円超の財源を確実に確保すること。
- (2) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることは、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること。
- (3) すべての自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。
- (4) 子ども達の将来がその家庭の事情等に左右されてしまうことがないように、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、教育を受ける機会の均等を図るとともに、生活の支援、保護者への就労支援等を行うことにより、子どもの貧困対策を更に総合的に推進すること。

5. 生活保護制度等について

(1) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(2) 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

以上決議する。

平成 27 年 11 月 12 日

全 国 市 長 会

教育現場の実態に即した教職員定数の充実等に関する決議

教育再生実行会議の第八次提言において、「教育は国家・社会の存立・繁栄の基盤を形成するもの」「国家戦略として、教育投資を未来への先行投資と位置付け、その充実を図っていくことが必要」と明記されている。我々都市自治体としても、地域の将来を担うのは子ども達であって、子どもの教育を国の財政健全化の視点のみから議論すべきではないと理解している。

本会は、これまでも、義務教育施策に関して、地域の実情に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学級編制及び教職員定数の標準の見直しをはじめ、少人数学級の推進、障害のある児童生徒に対する特別支援教育の充実、いじめ問題に対応するための教職員定数の改善等、多くの提言を行ってきた。また、本年5月の特別提言において、「教育に係る経済的負担を軽減するためにも、公教育の質的向上を図るとともに、家庭の経済的状況に左右されることなく、すべての子どもが必要とする教育を受ける機会を持てるような教育制度を整備すべきである」と提言したところである。

しかし、現在、国の審議会等においては、国の財政健全化の議論の中で、子どもの数の減少にあわせた教職員数の削減、いじめや特別支援教育対応のための教員（加配教員）の削減、少人数学級の見直し、外部人材の活用による教職員の削減、小規模な小中学校の統廃合の促進等の主張がなされている。それらは財政効率最優先の主張であって、教育の現場を預かる都市自治体の立場からは、到底、同意できるものではない。現在、先進国の中でも低位にある我が国の教育への公的支出を更に低下させることになるものと危惧する。

我々都市自治体は、人口減少・少子化の流れの中にあって、公教育の充実に関心を持って取り組む決意である。地域の実情に即した取組みの一つ一つが、やがて日本創生の実現につながるものと確信している。

国においては、今後の少子化を前提とした機械的試算による小中学校の教職員定数削減は決して行うべきでなく、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する等、現在の教育現場の課題が複雑かつ困難化していること等にかんがみ、加配定数を含めた教職員定数の充実と財源の確保を強く要請する。

以上決議する。

平成 27 年 11 月 12 日

全 国 市 長 会